

2020年9月14日

各位

九州植物検疫協会

オランダから輸出される種子の輸入検査における *Potato spindle tuber viroid* を対象とした緊急の暫定措置の実施について（一部改正）

当協会の運営に関して、平素より格別のご支援・ご協力を賜り、御礼申し上げます。

標記については、9月4日付け「オランダから輸出される種子の輸入検査における *Potato spindle tuber viroid* を対象とした緊急の暫定措置の実施について」において、当該ウイロイドの侵入防止の徹底を図ることを目的に、オランダで改善措置が適切に実施されていることを確認するため、検査証明書に所定の追記がされている場合であっても、輸入検査時に植物防疫所で暫定的に遺伝子検定がおこなわれることをお知らせしたところです。

今般、農林水産省消費・安全局植物防疫課から（一社）全国植物検疫協会事務局に対して、①オランダにおけるトマト種子に対する当該ウイロイドの検定手順に誤りがなかったこと、②オランダ側から9月16日以降、当該ウイロイドに係る検定結果の記録が検査証明書に添付され、当該記録により検疫要求を満たしているか確認が可能になったことから、当該措置の内容を一部改正（対象植物の除外・対応を行う期間の変更・対応の内容を新設）する旨の通知がありましたので、取り急ぎお知らせします。

1 対象植物

貨物、郵便物、携帯品として輸入される規則別表二の二の二十四項に掲げる種子（トマトを除く。）であって、オランダにおいて当該別表で規定された検疫措置が実施されたもの。

（参照：https://www.maff.go.jp/pps/j/law/houki/shorei/shorei_12_html_12.html#t2-2）

2 対応を行う期間

令和2年9月11日から令和3年1月1日までの間

3 対応の内容

- (1) 検査証明書に添付された *Potato spindle tuber viroid* に係る検定結果の記録の確認
- (2) (1)の確認ができない場合、400粒について、*Potato spindle tuber viroid* を対象とした遺伝子検定を実施